

大阪情報専門学校

学 則

令和 5年 4月 1日

大阪情報専門学校 学則

第 1 章 組 織

(目 的)

第 1 条 本校は、教育基本法および学校教育法の規定により、情報技術に関する幅広い知識と技術を身に付けた人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、大阪情報専門学校という。

(位 置)

第 3 条 本校は、大阪市東成区中本1丁目5番21号に置く。

第 2 章 課程学科及び修業年限並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 4 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

	昼夜間	学 科 名	修業 年限	入学 定員	総定員	備 考
工 業 専 門 課 程	昼	大学併修学科	4年	95	380	
	昼	ソフトウェア開発学科	3年	30	90	
	昼	ソフトウェア制作学科	2年	45	90	
	合 計			170	560	

(学年、学期)

第 5 条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 専門課程の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から 9月30日まで
後期 10月1日から 3月31日まで

(休業日)

第 6 条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 夏期、冬期、春期休業
夏期、冬期、春期休業については別途定める。

2. 前項の規定にかかわらず、校長は特に必要であると認める場合には臨時に休業日に授業を行うことがある。

第 3 章 教育課程、授業時間数 及び教員組織

(授業時間数)

第 7 条 本校の授業時間数は年 800 時間以上とし、教育課程は、別表 1 のとおりとする。

第 8 条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

課 程	始業 及び 終業
大学併修学科	9 : 15 ~ 16 : 45
ソフトウェア開発学科	9 : 15 ~ 16 : 45
ソフトウェア制作学科	9 : 15 ~ 16 : 45

第 9 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1 名
- (2) 教 員 15 名以上
- (3) 助 手 0 名以上
- (4) 事務職員 3 名以上
- (5) 校 医 1 名

第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 10 条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 専門課程は、高等学校を卒業した者または、学校教育法施行規則第 183 条に該当する者とする。

(入学時期)

第 11 条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

(1) 毎学年の初めとする。

(入学手続)

第12条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

(1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第28条に定める検定料を添えて提出し、受験票の交付を受けなければならない。

(2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、指定された期日までに、第28条に示す入学金を納入して入学手続をとらなければならない。

(編入学)

第13条 学科に定められた修業年限の途中の年次に、別に定める要件を満たす者が入学できることを編入学という。編入学ができる年次は、4年課程においては2年次又は3年次、3年課程及び2年課程においては2年次とする。

2. 編入学を願い出る者は、所定の手続きを行い、審査を受けなければならない。
3. 編入学は、編入学後の学修に支障がないと校長が認めた者について許可する。

(学科変更)

第14条 入学時の学科から、別の学科に移籍することを学科変更という。

2. 学科変更の時期は、原則として学年の初めとする。
3. 学科変更を願い出る者は、所定の手続きを行い、審査を受けなければならない。
4. 学科変更は、学科変更の希望にかかわる相当の理由があり、学科変更後の学修に支障がないと校長が認めた者について許可する。

(転校)

第15条 本学園内各校への転校は、正当な事由と転入先の学校に欠員がある場合に認める。

2. 転入先における在籍学科及びコースは、原則として転出元と同じものとする。
3. 転校の時期は、原則として学年の初めとする。

(休学)

第16条 疾病その他のやむを得ない事由により、1ヶ月以上欠席する場合は、所定の手続きを経て休学を願い出るものとする。

2. 校長は伝染病その他により、他の学生に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者に対しては、休学を命ずることができる。
3. 休学期間は、原則として当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き1年に限り休学を許可することができる。

(復学)

第17条 休学の事由が終了し、復学をしようとする者は、所定の手続きを経て復学を願い出るものとする。

2. 復学の時期は、原則として翌年度の学年の初めとする。

(退学)

第18条 退学を願い出る者は、所定の手続きを経て、校長の許可を得なければならない。

(除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は、除籍処分とする。

- (1) 同一学科の年次の在籍期間が2年を超えた者。

ただし、休学期間はこれに算入しない。

- (2) 所定の学費、その他の納入金を期日までに納入せず、督促にも応じない者。
- (3) 休学期間を超えて、復学の見込みのない者。

(懲戒)

第20条 校長が教育上必要と認めたときは、懲戒に処することができる。懲戒の種類は、戒告、停学及び退学処分とする。

2. 次の各号の一に該当する者は、退学処分とする。
 - (1) 刑罰法令に違反した行為をした者
 - (2) 性行不良で改悛の情がないと認められる者
 - (3) 懲戒処分を受けても改めない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為を行った者

(課程修了の認定)

第21条 授業科目の成績評価は、期末、学年末又は科目終了時の予め定められた期間に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

2. 当該年次の所定の科目を履修した者に対して進級を認める。
3. 本校所定の課程を修了した者には、別紙様式1号の卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第22条 前条により工業専門課程 ソフトウェア開発学科、ソフトウェア制作学科を修了した者には専門士（工業専門課程）および大学併修学科（職業実践専門課程）を修了した者には高度専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

(履修認定)

第23条 他の大学、短期大学、専修学校における履修を、本校における履修として認定することができる。

また、本校の校長が認めた履修経歴又は取得資格を、本校における履修として認定することができる。

(科目互換)

第24条 他の大学、短期大学、専修学校における特定の授業科目の履修を、本校における特定の授業科目と対応させて履修を認定することができる。

(褒 賞)

第25条 学業成績優秀にして他の模範と認められる者に対しては、これを表彰する。

(科目等履修生)

第26条 本校の学生以外の者に、科目等履修生として、本校の授業科目の受講を認めることがある。

(研究生制度)

第27条 本校の卒業生が、本校に於いて、研究生として特定の事項について研究に従事することを認めることがある。

2. 研究生の研究期間は、原則として1年とする。研究期間中は本校の指定する指導員

の指導を受けるものとする。

第 5 章 入学金、授業料、その他

(入学金、学費等)

第 28 条 本校の入学金、学費等は別表 2 のとおりとする。

2. 進級学年における学費は入学年度の学費を維持する。
3. 学科変更者、復学者の学費は、新たに在籍する学科・年次の学費とする。
4. 編入学者の学費は、当該学科の 1 年次の学費（入学金含む）とする。
5. 科目等履修生および研究生の履修費は、別途定める。

(返 還)

第 29 条 すでに納入された学費は、原則として返還しない。

2. 納入された入学検定料、入学金、授業料等について、入学する年の 3 月 31 日までに入学辞退の申し出を受理した場合には、入学検定料・入学金を除く授業料等を返還する。

(健康診断)

第 30 条 健康診断は、年 1 回実施する。

第 6 章 付帯教育事業

第 31 条 本校の付帯事業は、次のとおりとする。

(1) 各種講習会の委託開催

第 7 章 職業紹介事業

第 32 条 職業安定法に基づく無料職業紹介事業の運営については、校長が定める。

第 8 章 雑 則

第 33 条 この学則の施行に関し、必要な細則は、校長が定める。

附 則

1. この学則は、平成13年 4月 1日より施行する。
2. この学則は、平成13年10月 1日より施行する。
3. この学則は、平成14年 4月 1日より施行する。
4. この学則は、平成15年 3月 1日より施行する。
5. この学則は、平成15年 4月 1日より施行する。
6. この学則は、平成16年 4月 1日より施行する。
7. この学則の第4章 第17条については平成16年 3月 5日より施行する。
8. この学則の第4章 第22条については平成17年 3月 4日より施行する。
9. この学則は、平成17年 4月 1日より施行する。
10. この学則の第4章 第22条については平成18年 3月 1日より施行する。
11. この学則は、平成19年 4月 1日より施行する。
ただし、第 4条、第 8条および第27条で定める別表2については、
平成20年 4月 1日より施行する。
なお、平成19年 3月31日までに在籍する者については、従前の例による。
12. この学則は、平成20年 4月 1日より施行する。
13. この学則は、平成21年 4月 1日より施行する。
14. この学則は、平成22年 4月 1日より施行する。
ただし、22条1項については、平成22年2月26日より施行する。
15. この学則は、平成22年11月29日より施行する。
16. この学則は、平成24年4月1日より施行する。
ただし、旧学科については現在籍者が卒業するまでは、存続するものとする。
17. この学則は、平成25年4月1日より施行する。
18. この学則の第4章 第22条については、平成26年1月28日より施行する。
19. この学則は、平成26年 4月 1日より施行する。
なお、旧学科については現在籍者が卒業するまでは、存続するものとする。
また、第 4条、第 8条および第28条で定める別表2については、
平成27年4月1日より施行する。ただし平成27年3月31日までは、
別表2-1のとおりとする。
20. この学則の第4章 第22条については、平成27年2月19日より施行する。
21. この学則は、平成27年4月1日より施行する。
22. この学則の第4章 第22条については、平成28年2月29日より施行する。

23. この学則は、平成28年 4月 1日より施行する。

24. この学則は、平成29年 4月 1日より施行する。

25. この学則は、平成30年 2月28日より施行する。

26. この学則は、平成30年 4月 1日より施行する。

27. この学則は、平成31年 4月 1日より施行する。

28. この学則は、令和 2年 4月 1日より施行する。

29. この学則は、令和 3年 4月 1日より施行する。

ただし、21条3項については、令和3年3月1日より施行する。

30. この学則は、令和 4年 4月 1日より施行する。

ただし、4条については、前年度以前の入学者は従前の学則を適用する。

31. この学則は、令和 5年 4月 1日より施行する。

ただし、4条については、前年度以前の入学者は従前の学則を適用する。